

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、その後の改正を含む、以下「PFI法」という。）第5条第3号の規定により、京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針について公表する。

平成25年11月 5日

国立大学法人京都大学学長 松本 紘

国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）は、本事業の実施に当たり、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術能力の活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成24年3月27日閣議決定、その後の改正を含む、以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日、その後の改正を含む、以下「ガイドライン」という。）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めたので、ここに公表する。

京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業

実 施 方 針

平成25年11月5日

国立大学法人 京都大学

< 目 次 >

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定方法等に関する事項	8
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
(1)	民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	9
(2)	民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール（予定）	9
(3)	民間事業者の募集及び選定の手続等	10
(4)	入札参加者が備えるべき要件等	11
(5)	提案書の審査及び落札者の選定に関する事項	19
(6)	審査結果及び評価の公表方法	19
(7)	民間事業者を選定しない場合	19
(8)	提案書の取扱い	20
3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
(1)	予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担	20
(2)	提供されるサービス水準	20
(3)	選定事業者の責任の履行に関する事項	20
(4)	大学による事業の実施状況の監視	21
4	立地並びに規模及び配置に関する事項	22
(1)	立地に関する事項	22
(2)	土地に関する事項	22
5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	22
(1)	紛争が生じた場合の基本的な考え方	22
(2)	管轄裁判所の指定	22
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
(1)	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
(2)	大学の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	23
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	23
(4)	融資機関（融資団）と大学の協議	23
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	23
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	23
(2)	その他の支援に関する事項	23
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
(1)	情報公開及び情報提供	24
(2)	入札に伴う費用負担	24

(添付資料1) 事業方式の概要（案）

(添付資料2) リスク分担表（案）

(添付資料3) 付帯事業の概要（案）

(添付資料4) 事業計画地案内図・位置図、施設概要

(添付資料5) VE提案要領（案）

(様式 1) 実施方針に関する説明会参加申込書 ※

(様式 2) 実施方針に関する一般質問書 ※

(様式 3) 実施方針に関する一般意見書 ※

(様式 4) 実施方針に関する個別質問書 ※

(様式 5) 実施方針に関する個別意見書 ※

※ 本実施方針と分けて「Word版」を公表

# 1 特定事業の選定に関する事項

## (1) 事業内容に関する事項

### 1) 事業名称

京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業（以下「本事業」という。なお、本事業は、施設整備業務及び維持管理業務に係る「本体事業」並びに付帯事業に係る「付帯事業」（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）により構成される。）

### 2) 事業に供される公共施設等の種類等

#### ① 公共施設等の種類

教育・研究施設（医薬系総合研究棟、薬学部総合研究棟、薬学部本館（以下、医薬系総合研究棟を「本施設」といい、本施設に、警備業務のみの対象となる薬学部総合研究棟、薬学部本館を加えて「本施設等」という。））

#### ② 公共施設等の立地

##### ア 所在地等

- a 所在地 / 京都府京都市左京区吉田下阿達町（京都大学薬学部構内）
- b 敷地面積 / 19,339.17㎡
- c 前面道路 / 東側 8.0m（法42条1項1号道路）  
北側 10.5m（法42条1項1号道路）

##### イ 地域・地区等

- a 区域 / 市街化区域
- b 用途地域 / 第一種中高層住居専用地域
- c 防火指定 / 準防火地域
- d 形態規制
  - i 建ぺい率 / 60%
  - ii 容積率 / 200%
  - iii 斜線制限 / 道路斜線：斜線勾配1.25  
隣地斜線：住居系地域（20m+1.25A）  
北側斜線：第一種中高層住居専用地域（10m+1.25A）
  - iv その他 / 20m第1種高度地区、山並み背景型美観地区、  
眺望景観保全地区（近景・遠景デザイン保全区域）  
屋外広告物条例：第2種地域

### 3) 公共施設等の管理者等の名称

国立大学法人京都大学学長 松本 紘

### 4) 事業目的

本事業は、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術能力の活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、その後の改正を含む、以下「PFI法」という。）に基づき、効率的かつ効果的に、本施設の施設整備、本施設等の維持管理、本施設の付帯事業（付帯事業提案に

よる付帯事業を伴う場合に限る。)を行い、教育・研究活動の一層の向上に資することを目的とする。

また、京都大学(南部)医薬系総合研究棟の整備等は、国が定めた「iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略」(平成19年12月22日文科科学大臣決定)を受け、京都大学としてiPS細胞を用いた再生医療・新規薬剤等の臨床研究を着実に実現することを目的とする。

## 5) 施設概要

### ① 建設予定地

京都大学薬学部構内(詳細は「添付資料4」による。)

### ② 規模等(詳細は「添付資料4」による。)

ア 施設名称 / 医薬系総合研究棟

イ 構造階数 / RC造、地上5階、地下2階

ウ 延べ面積 / 11,900㎡

エ 建設場所 / 薬学部総合研究棟の南側、サービスサプライ棟の北側

※1 医薬系総合研究棟は、「一般部局専用スペース」、「プロジェクト研究等スペース」及びこれらに付随する共用部分(「交流スペース(アウトリーチエリア)」、「リフレッシュスペース(各階)」を含む。)により構成される。

※2 構造階数は、大学の設計どおりとする。

※3 延べ面積は、入札説明書等において提示する要求水準書の要件を満たすことを前提とし、上記に示す延べ面積内であれば、入札参加者による提案(VE提案による変更設計)を可能とする。ただし、入札参加者の提案(VE提案による変更設計)による延べ面積は、変更設計の業務後であっても、提案面積の±0.5%の範囲内で納めるものとする。なお、VE提案による延べ面積の変更を行う場合であっても、本施設の完成・引渡し期日を遵守するものとする。

※4 延べ面積は、実施設計図書の配布段階において変更となる場合がある。

## 6) 事業概要

特定事業を実施する民間事業者(以下「選定事業者」という。)は、PFI法に基づき、以下に掲げる施設整備業務(設計(VE提案による変更設計を伴う場合に限る。))、建設等)、維持管理業務、付帯事業(付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。)及びこれらを実施する上で必要となる業務を行う。

特定事業の選定を行った場合は、選定事業者が行う具体的な業務の範囲について、要求水準書等において提示することになるが、現段階で大学が想定している選定事業者が行う主な業務の範囲は、以下のとおりとする。

### ① 事業内容

<本体事業>

ア 本施設の施設整備業務

a 事前調査(大学が提示する以外の地質調査等を含む。)業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

- b 設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
- c 建設業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
- d 工事監理業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
- e 周辺家屋影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
- f 電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
- g 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

※1 選定事業者が付帯事業を行う場合の、付帯事業の施設整備業務に係る費用等については、「添付資料3」を参照のこと。

※2 選定事業者が付帯事業を行う場合の、事業期間の終了時の取扱いについては、「添付資料3」を参照のこと。

※3 大学は、付帯事業の事業期間について、本事業の事業期間と同じとする予定であるが、このことについて、実施方針に関する一般質問・一般意見、実施方針に関する個別質問・個別意見、実施方針に関する個別対話における積極的な意見等を期待している。

#### イ 本施設等の維持管理業務

- a 建物保守管理業務（本施設を対象とし、点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。）
- b 建築設備保守管理業務（本施設を対象とし、設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。）
- c 外構施設保守管理業務（本施設を対象とし、点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。）
- d 清掃業務（本施設を対象とし、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務を含む。）
- e 警備業務（本施設等を対象とし、原則として機械警備とする。）

※1 維持管理業務に係る光熱水費は、本事業のサービス購入費に含めず、大学の直接の負担とする。

※2 選定事業者が付帯事業を行う場合の、付帯事業の維持管理業務に係る費用等については、「添付資料3」を参照のこと。

※3 大規模修繕（大規模修繕とは、大学が自らの事由により別途発注する大規模な修繕をいう。）は、本事業の事業期間中の実施は予定していない。なお、入札説明書等（主に要求水準書）に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模に係わらず、すべて選定事業者が行う業務範囲とする。

<付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）>

ウ 付帯事業（入札参加者の提案（任意）とする。）詳細については、「添付資料3」を参照のこと。

- a 「交流スペース（アウトリーチエリア）」における付帯事業（付帯事業の施設整備業務、付帯事業の維持管理業務、付帯事業の運営業務）
- b 「リフレッシュスペース（各階）」における付帯事業（付帯事業の施設整備業務、

付帯事業の維持管理業務、付帯事業の運營業務)

- ※1 付帯事業は、入札参加者の提案（付帯事業提案）による独立採算（「添付資料3、3 付帯事業の費用等」の事業者欄に「○」のある項目について、本事業のサービス購入費に含めず、選定事業者の直接の負担）とする。
- ※2 付帯事業は、「交流スペース（アウトリーチエリア）」におけるミニカフェ等の開設及び自動販売機等の設置と、「リフレッシュスペース（各階）」における自動販売機等の設置を想定しているが、これらに限るものではなく、具体的には、入札参加者の提案（付帯事業提案）による。
- ※3 選定事業者が付帯事業を行う場合の、ミニカフェ等の厨房・食品庫・従事者控室等と自動販売機等の設置場所等（選定事業者が占有する部分）の取扱いについては、「添付資料3」を参照のこと。
- ※4 選定事業者が付帯事業を行う場合の、付帯事業の運營業務に係る費用等については、「添付資料3」を参照のこと。
- ※5 選定事業者が付帯事業を行う場合の付帯事業の施設整備業務及び付帯事業の維持管理業務に係る費用等については、＜本体事業＞ア※1、※2及びイ※2のとおりとする。

## ② 選定事業者の収入

- ア 大学の選定事業者に対する支払（サービス購入費）は、選定事業者が実施する施設整備業務の初期投資に係る対価と、維持管理業務のサービスに係る対価からなる。ただし、当該対価は、本体事業を対象とするものであり、付帯事業は対象外とする。
- イ 施設整備業務の初期投資に係る対価について、大学は、本施設の供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を割賦方式により支払う。ただし、付帯事業の施設整備業務に係る対価は、本事業のサービス購入費に含めず、選定事業者の直接の負担とする。
- ウ 維持管理業務のサービスに係る対価について、大学は、本施設の供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化して支払う。ただし、付帯事業の維持管理業務、付帯事業の運營業務に係る対価は、本事業のサービス購入費に含めず、選定事業者の直接の負担とする。

## 7) 事業方式

- ① 本事業は、P F I 法に基づき実施するものとし、選定事業者は、本施設の施設整備業務（設計（V E 提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設等）を実施した後、大学に当該本施設の所有権を引渡し、事業期間中に係る本施設等の維持管理業務、本施設の付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）を実施する B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。
- ② 土地は、大学が指定する本事業の実施に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。
- ※ 事業方式の概要は、「添付資料1」を参照のこと。

## 8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成41年3月31日までの約14年6か月

間（施設整備業務約1年9か月間、維持管理業務及び付帯事業12年9か月間）とする。なお、16)①アの※3を参照のこと。

#### 9) 事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
平成26年 9月	選定事業者との事業契約の締結
平成26年10月～平成28年 6月	施設整備業務（設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設等）の期間
平成28年 6月	本施設の完成・引渡し
平成28年 7月	本施設の供用開始
平成28年 7月～平成41年 3月	維持管理業務及び付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）の期間
平成41年 3月	事業契約の完了

#### 10) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

- ① 国立大学法人法
- ② 国立大学法人京都大学会計実施規則及び関連する会計規程等
- ③ 都市計画法
- ④ 建築基準法
- ⑤ 消防法
- ⑥ 労働安全衛生法
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑧ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑨ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ⑩ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑪ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ⑫ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- ⑬ その他関係法令、条例等

※ 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに当たり必要とされるその他の関連法令及び公共条例等についても遵守のこと。

#### 11) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、事業期間の終了時に、本施設等の維持管理業務を入札説明書等において提示する良好な状態で大学に引き継ぐこと。

#### 12) 実施方針に関する説明会（現地見学会を含む。）

大学は、実施方針の公表後、本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会（現地見学会を含む。）を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について大学の考え方を提示する。実施方針に関する説明会（現地見学会を含む。）は、以下の要領で行う。



① 日時及び場所

ア 開催日時 : 平成25年11月11日(月) 10時00分～12時00分

イ 開催場所 : 京都大学薬学部構内 薬学部本館2階講堂  
京都府京都市左京区吉田下阿達町(京都大学薬学部構内)

※ 説明会当日は、実施方針を配布しないので、大学のホームページからダウンロードして持参すること。

② 申込方法等

ア 説明会の参加申込は、「様式1 実施方針に関する説明会参加申込書」に記入の上、平成25年11月7日(木)の15時までに、電子メールで提出すること。ファイル形式は、Microsoft Word(拡張子.doc)とし、参加申込の詳細は「様式1」に記載している。

イ 宛 先 : 国立大学法人京都大学施設部施設企画課施設計画掛

ウ アドレス : iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

**エ なお、やむを得ず事前に参加申込ができなかった場合に限り、説明会開催の当日、開催場所において受付を行う。**

③ 当日連絡先等

ア 連絡先 : 国立大学法人京都大学施設部施設企画課施設計画掛

イ 電 話 : (075) 753-2248

**13) 実施方針に関する一般質問・一般意見の受付、実施方針に関する一般質問回答・一般意見の公表**

大学は、実施方針の内容に関して、一般質問・一般意見の受付並びに一般質問回答・一般意見の公表を以下の要領で行う。

<一般質問・一般意見の受付>

① 受付期間

平成25年11月18日(月)～11月19日(火) 17時まで

② 提出方法等

ア 実施方針に関して一般質問・一般意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、「様式2 実施方針に関する一般質問書」、「様式3 実施方針に関する一般意見書」に記入の上、電子メールで提出すること。ファイル形式は、Microsoft Word(拡張子.doc)とし、記入方法の詳細は「様式2」、「様式3」に記載している。なお、電話及びファクスによる直接の質問は受け付けない。

イ 入札説明書等の検討の参考とするため、特に、事業方式の概要(案)、リスク分担表(案)、付帯事業の概要(案)、VE提案要領(案)等に関する積極的な意見を求める。

ウ 宛 先 : 国立大学法人京都大学施設部施設企画課施設計画掛

エ アドレス : iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

オ 電 話 : (075) 753-2248

**カ なお、電子メールで提出した後に、宛先に対して、受信確認の電話をすること。**

<一般質問回答・一般意見の公表>

③ 一般質問回答・一般意見の公表方法

一般質問回答・一般意見は、平成25年12月11日（水）までに、大学のホームページにおいて公表する。

④ ヒアリング

大学が必要と判断した一般意見等については、当該一般意見等を提出した民間事業者等を対象として、その内容及び趣旨等を正確に確認する範囲でヒアリングを行い、実施方針に関する一般質問回答・一般意見の公表に反映させる。

**14) 実施方針に関する個別質問・個別意見の受付、実施方針に関する個別対話（実施方針に関する個別質問・個別意見に基づいて実施）、実施方針に関する個別質問回答の送付**

大学は、実施方針の内容に関して、個別質問・個別意見の受付、個別対話（実施方針に関する個別質問・個別意見に基づいて実施）並びに個別質問回答の送付を以下の要領で行う。

**なお、実施方針に関する個別質問・個別意見は、当該提出者の固有の提案に直接係わる内容に限るものとし、一般的な（入札参加を希望する者に共通の）質問・意見は、実施方針等に関する一般質問・一般意見で行うこと。**

実施方針に関する個別対話（実施方針に関する個別質問・個別意見に基づいて実施）は、大学と民間事業者の意思疎通を十分に確保し、民間事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、個別質問・個別意見の提出者ごとに個別に実施する。

**個別質問・個別意見において、一般的な（入札参加を希望する者に共通の）質問・意見が含まれている場合、及び、個別質問回答・個別意見は、民間事業者の選定に係る公平性・透明性等を担保するため、当該提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、当該提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施方針等に関する一般質問回答・一般意見とあわせて公表する。**

<個別質問・個別意見の受付>

① 受付期間

平成25年11月18日（月）～11月19日（火）17時まで

② 提出方法等

ア 実施方針に関して個別質問・個別意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、「様式4 実施方針に関する個別質問書」、「様式5 実施方針に関する個別意見書」に記入の上、電子メールで提出すること。ファイル形式は、Microsoft Word（拡張子.doc）とし、記入方法の詳細は「様式4」、「様式5」に記載している。なお、電話及びファクスによる直接の質問は受け付けない。

イ 入札説明書等の検討の参考とするため、特に、事業方式の概要（案）、リスク分担表（案）、付帯事業の概要（案）、VE提案要領（案）等に関する積極的な意見を求める。

ウ 宛 先 : 国立大学法人京都大学施設部施設企画課施設計画掛

エ アドレス : iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

オ 電 話 : (075) 753-2248

**カ なお、電子メールで提出した後に、宛先に対して、受信確認の電話をすること。**

<個別対話（実施方針に関する個別質問・個別意見に基づいて実施）>

③ 日時及び場所（予定）

ア 開催日時：平成25年11月21日（木）、11月22日（金）

※ 時間帯は大学が決定する。

イ 開催場所：京都大学本部構内本部棟3階入札室

京都府京都市左京区吉田本町（京都大学本部構内）

※ 開催日時及び開催場所は、実施方針に関する個別質問・個別意見を提出した者の数に応じて変更する場合がある。

※ 個別対話当日は、実施方針等を配布しないので、大学のホームページからダウンロードして持参すること。

④ 参加資格

本事業の入札参加者となることを予定している民間事業者で、実施方針に関する個別質問・個別意見を提出した者とし、参加人数は3名以内とする。

⑤ 日時及び場所の確定等

個別対話の開催日時や開催場所等については、実施方針に関する個別質問・個別意見を提出した者すべてに、別途連絡する。

<個別質問回答の送付>

⑥ 個別質問回答の送付方法

個別質問回答は、平成25年12月11日（水）までに、個別質問を提出した者に、電子メールで送付する。

## (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

### 1) 選定方法

本事業について、業務の質が担保され、かつ施設利用者等に対するサービスの向上が図られることを前提とした上で、大学が従来型の手法により自ら実施した場合に比べて、PFI事業により実施することが財政資金の効率的かつ効果的な活用が図られることが見込まれる場合に限り、本事業をPFI法第6条に基づき特定事業として選定する。

### 2) 選定基準・手順

以下の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

① コスト算出による定量的評価

② 選定事業者に移転されるリスクの検討

③ PFI事業として実施することの定性的評価

④ 以上①～③を見込んだVFM (Value for Money) の検討による総合的評価

### 3) 選定結果の公表方法

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、大学のホームページにおいて公表する。なお、特定事業の選定を行わないものとした場合であっても、同様に公表する。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

本事業は、施設整備から維持管理、付帯事業の各段階の業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、民間事業者の募集及び選定に当たっては、施設整備及び維持管理に係る対価、並びに、施設整備、維持管理及び付帯事業に係る能力その他の条件により選定（いわゆる「総合評価一般競争入札」（「国立大学法人京都大学会計規程」（平成16年4月1日）第41条第1項））を行う予定である。

なお、落札者の選定は二段階により実施し、第一段階は競争参加資格確認審査、第二段階は提案内容審査を行う。

### (2) 民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

日 程	内 容
(平成25年) 11月5日(火)	実施方針の公表
11月11日(月)	実施方針に関する説明会（現地見学会を含む。）
11月18日(月) ～11月19日(火)	実施方針に関する一般質問・一般意見の受付 実施方針に関する個別質問・個別意見の受付
11月21日(木) ～11月22日(金)	実施方針に関する個別対話（実施方針に関する個別質問・個別意見に基づいて実施）
12月11日(水)	実施方針に関する一般質問回答・一般意見の公表 実施方針に関する個別質問回答の送付
12月下旬 ～1月下旬	要求水準書（案）の公表 要求水準書（案）に関する質問の受付及び回答の公表
(平成26年) 2月上旬	特定事業の選定、公表
2月中旬	入札公告、入札説明書等（要求水準書の一部としての医薬系総合研究棟の実施設計図書を含む。）の公表
2月中旬	入札説明書等に関する説明会
2月下旬	入札説明書等に関する質問の受付（1回目）
3月中旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（1回目）
3月下旬	参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付（ただし、設計に当たる者、付帯事業に当たる者に関する競争参加資格確認申請書（追加）の受付は、6月上旬）
4月上旬	競争参加資格確認審査の結果の通知（ただし、設計に当たる者、付帯事業に当たる者に関する競争参加資格確認審査（追加）の結果の通知は、6月中旬）

日 程	内 容
4月中旬	競争参加資格がないと認めた理由への説明請求の受付（ただし、設計に当たる者、付帯事業に当たる者に関する競争参加資格がないと認めた理由への説明請求の受付は、6月下旬）
4月下旬	競争参加資格がないと認めた理由への説明請求に対する回答（ただし、設計に当たる者、付帯事業に当たる者に関する競争参加資格がないと認めた理由への説明請求に対する回答は、7月上旬）
4月中旬	入札説明書等に関するV E提案・付帯事業提案の受付
4月下旬	入札説明書等に関する個別対話（入札説明書等に関するV E提案・付帯事業提案に基づいて実施）
4月下旬	入札説明書等に関するV E提案（改定）・付帯事業提案（改定）の受付
5月中旬	入札説明書等に関するV E提案（採否）・付帯事業提案（採否）の送付
5月下旬	入札説明書等に関する質問の受付（2回目）
6月上旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（2回目）
7月上旬	入札書及び提案書の受付
7月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング・落札者の選定
8月上旬	落札者の決定、公表
8月中旬	落札者との基本協定書の締結
9月下旬	選定事業者との事業契約書の締結

### (3) 民間事業者の募集及び選定の手続等

#### 1) 入札公告及び入札説明書等の公表並びに説明会

大学は、本事業を特定事業として選定した場合は、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、実施方針に関する民間事業者等からの一般質問・一般意見並びに個別質問・個別意見（個別対話）等を踏まえ、入札説明書等（入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等）を公表するとともに、説明会を開催する。

なお、本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、「国立大学法人京都大学における政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続要領」（平成16年4月1日）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年11月18日政令第300号）等に基づいて実施する。

#### 2) 入札説明書等に関する質問の受付、入札説明書等に関する質問回答の公表

大学は、入札説明書等の内容に関して、質問を受け付け、当該質問者の特殊な技術、ノウ

ハウ等に係り、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公表する。なお、具体的な日程等は、入札説明書等において提示する。

### 3) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付、競争参加資格確認審査の結果の通知等

大学は、本事業に応募を予定する民間事業者に対して、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出を求めるものとする。競争参加資格確認審査の結果は、当該書類に関する申請者に通知するとともに、その他必要な手続を行う。なお、具体的な日程等は、入札説明書等において提示する。

### 4) 入札説明書等に関するV E提案・付帯事業提案の受付、入札説明書等に関する個別対話（入札説明書等に関するV E提案・付帯事業提案に基づいて実施）、入札説明書等に関するV E提案（改定）・付帯事業提案（改定）の受付、入札説明書等に関するV E提案（採否）・付帯事業提案（採否）の送付

大学は、入札説明書等の内容に関して、V E提案・付帯事業提案を受け付け、個別対話（入札説明書等に関するV E提案・付帯事業提案に基づいて実施）を開催し、V E提案（改定）・付帯事業提案（改定）を受け付けるとともに、V E提案（採否）・付帯事業提案（採否）を送付する。なお、具体的な日程等は、入札説明書等において提示する。

※ V E提案の詳細については、「添付資料5」を参照のこと。

### 5) 入札書及び提案書の受付

大学は、競争参加資格確認審査の通過者（以下「入札参加者」という。）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する提案内容を記載した入札書及び提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、大学が必要と判断した場合は、入札参加者に対して個別にプレゼンテーション・ヒアリングを行うことがある。なお、具体的な日程等は、入札説明書等において提示する。

### 6) 落札者の選定・決定及び公表

大学は、提案書を内容とする価格以外の要素と価格を総合的に審査し、総合評価落札方式により落札者を選定し、決定する。決定の結果は、入札参加者に通知するとともに、大学のホームページにおいて公表する。

### 7) 落札者との基本協定の締結

大学は、選定事業者との事業契約書の締結に先立つて、事業に係る基本協定書を落札者と締結する。

### 8) 選定事業者との事業契約の締結

大学は、落札者により組成された選定事業者と事業契約書を締結する。

## (4) 入札参加者が備えるべき要件等

### 1) 入札参加者の構成等

① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループを構成する企業（以下「入札参加グループの構成員」という。）の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企

業」という。)を定めるものとする。

- ② 入札参加グループは応募に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。
- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）に当たる者が必ず含まれていること。

## 2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ① 「国立大学法人京都大学契約事務取扱規則」（平成16年4月1日）第4条及び第6条の定め該当しない者であり、かつ同規則第3条に規定する資格を有する者であること。
- ② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年3月9日法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、「破産法」（平成16年6月2日法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社整理開始の申立てがなされた者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

- ③ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」（平成19年10月19日）に基づく取引停止措置を受けていないこと。
- ④ 大学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザー業務において提携関係にある石井法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）の定義を適用する。

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記bについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑤ 大学が本事業について、医薬系総合研究棟の設計業務を委託した株式会社 内藤建築事務所、株式会社 新日本設備計画（以下、これらを総称して「原設計者」という。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

⑥ 外部の学識経験者及び大学の職員から構成される「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

入札参加者（上記2(4)1)①に示す入札参加者をいう。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、本事業の落札者決定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の入札参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

⑦ 最近1年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑧ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設、工事監理、維持管理及び付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。



① 設計に当たる者（V E 提案による変更設計を伴う場合に限る。）は、以下の要件を満たすこと。

ア 国立大学法人京都大学又は文部科学省における平成 25・26 年度の設計・コンサルティング業務の一般競争入札参加資格者名簿において「その他のコンサルティング業務」の資格を有している者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成 15 年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記 a・b に示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※1、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※2、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、V E 提案による変更設計を伴う分野に限る。）を専任で配置できること（※3）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ 1 名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

※1 「管理技術者」とは、「国立大学法人京都大学設計業務委託契約基準」第 14 条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、建築分野・構造分野を担当する者は一級建築士とする。また、電気設備分野・機械設備分野を担当する者は一級建築士又は建築設備士とする。

a 建物用途（下記のいずれかの用途のもの。）

校舎又は研究施設

b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 3 階以上かつ地下 1 階以上、延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、V E 提案による変更設計を伴う分野に限る。）

※ a・b に示す要件を同時に満たす設計業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、設計実績が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は大学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した平成25年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建築一式工事 1,175点

（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち1社が満たせばよいこととし、その他の者は975点とする。）

b 電気工事 950点

c 管工事 950点

イ 提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年5月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成15年度以降に元請として、下記a・bに示す各担当工事を実施し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建物用途（下記のいずれかの用途のもの。）

校舎又は研究施設

b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事のうち、各担当工事（建築一式工事における実績を含む。））

※ a・b に示す要件を同時に満たす建設工事（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、施工実績（企業）、施工経験（担当者）が必要となる。

エ 以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を

有していなければならない。

a 建築一式工事

- i 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
- ii 平成15年度以降に元請として、2(4)3②ウのa・bに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- iii 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
  - ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
  - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

b 電気工事

- i 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
- ii 平成15年度以降に元請として、2(4)3②ウのa・bに示す基準を満たす電気工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- iii 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。

c 管工事

- i 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年8月18日文科科学省令第36号）による改正前の技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者ものに限る。）、

水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii 平成15年度以降に元請として、2(4)3②ウのa・bに示す基準を満たす管工事の新設工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有すること。（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

iii 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。

③ 工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア 2(4)3①アに同じ。

イ 2(4)3①イに同じ。

ウ 2(4)3①ウに同じ。

エ 2(4)3①エに同じ。

オ 平成15年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

a 建物用途（下記のいずれかの用途のもの。）

校舎又は研究施設

b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、各担当分野）

※ a・bに示す要件を同時に満たす工事監理業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、工事監理実績が必要となる。

④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人京都大学のいずれかにおいて平成25年度に「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

イ 平成15年度以降に元請として、下記a・bに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

合のものに限る。)

a 建物用途（下記のいずれかの用途のもの。）

校舎又は研究施設

b 建物規模

延べ面積5,000㎡以上

※ a・b に示す要件を同時に満たす維持管理業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、維持管理実績が必要となる。

⑤ 付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）に当たる者の資格等要件は問わない。

#### 4) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

#### 5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

① 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあつては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとともに、変更後において前記 1) から 3) に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を大学に提出すること。

#### ② 競争参加資格の確認の特例

ア 競争参加資格があると確認された入札参加グループのうち、提案書の提出期限の日から開札日までにおいて 2 (4) 1) から 3) に示す競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社（以下「欠格構成員等」という。）を含む入札参加グループは、提案書の提出期限の日までであれば、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。

イ 上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充した上で、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

ウ 上記イに係わらず、上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

エ 上記イ及びウの申請は、構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により申請を行った場合には、これを却下する。

オ 上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める

入札及び開札の日時を変更することを行わない。

## 6) 特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として選定・決定された場合には、本事業を実施する株式会社として特別目的会社を設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

## (5) 提案書の審査及び落札者の選定に関する事項

### 1) 提案書の審査に関する基本的な考え方

- ① 提案書の審査は、外部の学識経験者及び大学の職員で構成する審査委員会で行うものとし、審査委員会で定める落札者決定基準及び審査委員会の委員は、入札説明書等において提示する。
- ② 審査委員会において、提案書を内容とする価格以外の要素と価格を総合的に審査し、総合評価落札方式により落札者を選定する。

### 2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うものとする。

- ① 競争参加資格確認審査
  - ア 入札参加者の構成等の適格審査
  - イ 入札参加者及び協力会社の参加要件の適格審査
  - ウ 入札参加者及び協力会社の資格等要件の適格審査
- ② 提案内容審査
  - ア 入札金額の適格審査
  - イ 基礎項目の適格審査
  - ウ 加点項目（事業計画、施設整備業務、維持管理業務、付帯事業）の審査
  - エ 基礎項目の適格審査、加点項目の審査及び入札金額から、総合評価値を求めて落札者を選定する。

## (6) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、大学のホームページにおいて公表する。

## (7) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す。

特定事業の選定を取り消す場合は、この旨を速やかに公表する。

## **(8) 提案書の取扱い**

### **1) 著作権**

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他大学が必要と認める場合には、大学は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書については、PFI法第8条に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出を受けた書類等は返却しない。

### **2) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

## **3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

### **(1) 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担**

#### **1) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うものとする。

#### **2) 予測されるリスクと責任分担**

大学と選定事業者の責任分担は、原則として「添付資料2 リスク分担表（案）」によるものとし、意見招請等の結果を踏まえ、必要な事項については、入札説明書等において提示する。

### **(2) 提供されるサービス水準**

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準等は、要求水準書において提示する。

### **(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項**

選定事業者は、事業契約書（案）に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約書の締結に当たっては、事業契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

事業契約締結の日から本施設の工事完成の日までを期間として、施設整備費相当の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、事業契約締結の日から本施設の工事完成の日までを期間として、施設整備費相当の100分の30以上について、大学又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保証証券を大学の契約担当者に提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を大学のために設定するものとする。

#### **(4) 大学による事業の実施状況の監視**

##### **1) モニタリングの実施**

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かなどを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

##### **2) モニタリングの時期（本体事業）**

###### **① 設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）時**

事業契約締結からVE提案に伴う変更設計完了までの間、大学は、選定事業者によって行われた設計（VE提案による変更設計）が、大学の要求した性能並びに提案書に適合するものであるか否かについて確認を行う。

###### **② 建設（工事施工）時**

建設着手から建設完了までの間、選定事業者は、「建築基準法」に規定されている工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請した場合には、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

この際、大学は、選定事業者によって行われた工事施工、工事監理の状況が、大学の要求した性能並びに提案書に適合するものであるか否かについて確認を行う。

###### **③ 建設（工事施工）完成時**

建設完了時、選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。

この際、大学は、施設の状態が、大学の要求した性能並びに提案書に適合するものであるか否かについて確認を行う。

###### **④ 維持管理時**

維持管理着手から事業期間終了までの間、大学は、維持管理業務の状況等について、定期的に業務の実施状況の確認を行う。

###### **⑤ 財務の状況に関するモニタリング**

事業契約締結から事業期間終了までの間、選定事業者は、毎事業年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

###### **⑥ 事業契約終了時**

事業期間終了時、大学は、維持管理業務（引継ぎ）の状況等について確認（検査）を行



う。

### 3) モニタリングの時期（付帯事業）

付帯事業に関するモニタリングについては、入札説明書等において提示する予定である。

### 4) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において提示する。

### 5) モニタリングの費用の負担

大学が行うモニタリングに係る費用は、大学の負担とする。

### 6) 選定事業者に対する支払額の減額等

大学は、モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が達成されていないことが判明した場合には、選定事業者に対して支払額の減額措置又は修復及び改善の勧告を行う。なお、減額の考え方等は、入札説明書等において提示する。

## 4 立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 立地に関する事項

施設概要については、「添付資料4」による。

### (2) 土地に関する事項

土地は、大学が指定する本事業の実施に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。

## 5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### (1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的な措置に従う。

### (2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となる事由について、選定事業者の責めに帰す場合、大学の責めに帰す場合、いずれの責めにも帰さない不可抗力等の事由による場合に分けて、それぞれの措置を事業契約書において規定するものとする。基本的な考え方は次のとおりである。

### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

1) 選定事業者の提供するサービスが事業契約に定める要求水準を下まわる場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場

合、大学は、選定事業者に対して、修復及び改善の勧告を行い、一定期間内に修復及び改善に係る計画の提出と、当該修復及び改善の実施を求めることができるものとする。選定事業者が当該期間内に修復及び改善をすることができなかつたときは、大学は事業契約を解約することができるものとする。

- 2) 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、大学は事業契約を解約することができるものとする。
- 3) 前各号の規定により大学が事業契約を解約した場合、大学は事業契約書に定めるところに従い、大学が負うべき債務の放棄あるいは損害賠償の請求を行うことができるものとする。

## **(2) 大学の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合**

- 1) 大学の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解約することができるものとする。
- 2) 前号の規定により選定事業者が事業契約を解約した場合、大学は、選定事業者に生じる損害を賠償するものとする。

## **(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合**

- 1) 不可抗力その他大学又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、大学と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- 2) 前号の協議より事業契約が解除される場合、大学は、選定事業者に生じる損害について賠償することを基本とするが、具体的な内容については入札説明書等において提示するものとする。
- 3) また、不可抗力の定義についても、入札説明書等において提示するものとする。

## **(4) 融資機関（融資団）と大学の協議**

本事業の継続性を確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。

# **7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

## **(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

## **(2) その他の支援に関する事項**

その他の支援については、以下のとおりとする。

- 1) 選定事業者による事業実施に必要な許認可等に関し、大学は必要に応じて協力を行う。
- 2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、大学と選定事業者で協議を行う。

## **8 その他特定事業の実施に関し必要な事項**

### **(1) 情報公開及び情報提供**

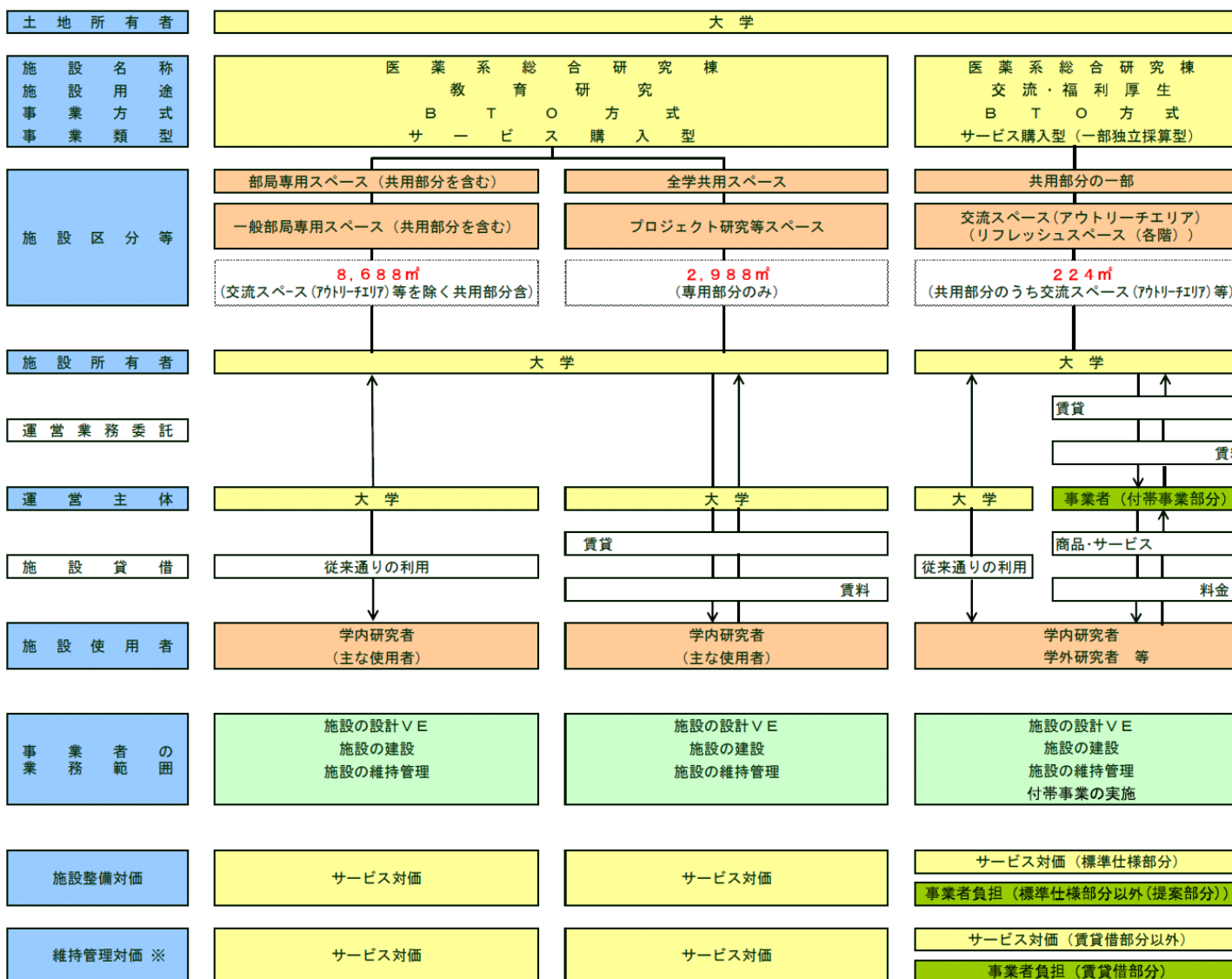
「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、大学のホームページを通じて行う。なお、入札公告については、官報にも掲載する。

### **(2) 入札に伴う費用負担**

入札参加者の入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(添付資料1)

### 事業方式の概要 (案)



※ 警備業務は、医薬系総合研究棟の他、薬学部総合研究棟、薬学部本館を対象とする。

(添付資料2)

## リスク分担表 (案)

(共 通)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				大学	事業者	
共通	入札説明書等リスク	1	入札説明書等の誤り及び内容の変更に関するもの	○		
	資金調達リスク	2	選定事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○	
	契約リスク	3	選定事業者と契約が結べない、又は契約手続に時間を要する場合	○	○	
	政治・行政リスク	4	国又は大学の事業の実施に必要な資金手当に関するもの	○		
		5	本事業に直接的影響を及ぼす大学に係わる政策の変更	○		
	法制度リスク	6	本事業に直接的影響を及ぼすもの法令等の新設・変更	○		
		7	上記以外の法令等の新設・変更		○	
	許認可リスク	8	大学が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○		
		9	選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	
	税制度リスク	10	消費税及び地方消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	○		
		11	法人の利益に係る法人税の新設・変更に関するもの		○	
		12	上記以外の法人税の新設・変更に関するもの	○		
		13	その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	○	
	第三者賠償リスク	14	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○	
		15	選定事業者が善意の管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○	
	住民対応リスク	16	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○		
		17	工事の施工に伴う騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害		○	
		18	上記のうち、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害	○		
	土地の瑕疵	19	土壌地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
	債務不履行リスク	大学側起因の場合	20	大学の指示、債務不履行、国の不承認によるもの	○	
		選定事業者側起因の場合	21	選定事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示すレベルを満たさなかった場合		○
			22	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	23	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの	○	△※1	
	物価リスク	24	開業前のインフレ・デフレ	○	△※2	
		25	開業後のインフレ・デフレ	○	△※3	
	金利リスク	26	金利変動	○	△※4	

## (計画設計段階・建設段階)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				大学	事業者
計画設計段階	発注者責任リスク	27	選定事業者の指示・判断の不備、変更による工事請負契約の変更		○
		28	大学の指示の不備、変更による工事請負内容の変更	○	
	測量・調査・設計リスク	29	大学が実施した測量・調査・設計に関するもの	○	
		30	選定事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		○
		31	地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	○	
	設計変更リスク	32	大学の選定事業者への提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		33	選定事業者の施工者への提示条件・指示の不備、変更に関するもの		○
	VE提案リスク	34	VE提案内容、VE提案による変更設計内容		○
		35	VE提案による変更設計が影響を及ぼす部分		○
	入札リスク	36	落札時の応募コストの負担		○
建設段階	用地取得リスク	37	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		○
		38	建設予定地の確保に関するもの	○	
	設計変更リスク	39	大学の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		40	選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延リスク	41	選定事業者に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延		○
		42	大学側に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延	○	
	建設コストリスク	43	大学側の指示による工事費の増大	○	
		44	上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○
	工事監理リスク	45	工事監理に関するもの		○
	要求性能不適合リスク	46	要求性能不適合（施工不良を含む。）		○
施設損傷リスク	47	使用前の工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	

## (維持管理段階)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				大学	事業者
維持管理段階	支払遅延・不能リスク	48	大学の支払遅延・不能に関するもの	○	
	瑕疵担保リスク	49	瑕疵担保期間中に発見された施設の隠れた瑕疵の担保責任		○
	計画変更リスク	50	用途の変更等、大学側の責による事業内容の変更	○	
	維持管理コストリスク	51	大学の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		52	上記以外（ただし、法令変更、不可抗力、物価変動による場合を除く。）の要因による維持管理費の増大		○
	施設損傷リスク	53	大学及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷	○	
		54	選定事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
		55	選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	要求水準不適合リスク	56	要求仕様不適合		○
	セキュリティリスク	57	選定事業者の維持管理業務等の不備による情報漏洩、事故発生等		○
58		上記以外のもの	○		
終了時	施設の性能リスク	59	事業終了時の維持管理業務の引継ぎ（入札説明書等に示す良好な状態であること）		○
	終了手続リスク	60	事業期間終了時の手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に伴う評価損益等		○

## (付帯事業（任意・独立採算）／全段階)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				大学	事業者
共通 (全段階)	付帯事業（任意・独立採算）	61	付帯事業（任意・独立採算）に係る施設整備、維持管理、運営、解体撤去（資金調達、付帯事業に当たる者の募集及び管理、事業期間終了時の回復等を含む。）		○

凡例 リスク負担者：○主分担・△副分担

- ※1、※2 「国立大学法人京都大学工事請負契約基準」の第25、第29に準拠した内容とする予定である。
- ※3 「企業向けサービス価格指数・建物サービス（確報）」（日本銀行調査統計局）等を指標とし、±3%未満までは、選定事業者の負担とする予定である。
- ※4 選定事業者が、大学と選定事業者間の条件と異なる条件で資金調達を行った場合のリスク等を想定している。

## 付帯事業の概要（案）

### 1 付帯事業の目的

付帯事業は、選定事業者の提案により、本施設の教育・研究活動を福利厚生面から支援することを目的として、実施するものである。

### 2 付帯事業の内容等

#### (1) 付帯事業の事業類型

「交流スペース（アウトリーチエリア）」及び「リフレッシュスペース（各階）」の一部分における付帯事業は、入札参加者の提案（付帯事業提案）による独立採算（「3 付帯事業の費用等」の事業者欄に「○」のある項目について、本事業のサービス購入費に含めず、選定事業者の直接の負担）として実施する。

#### (2) 付帯事業の実施場所

付帯事業を実施する場所は、「交流スペース（アウトリーチエリア）」及び「リフレッシュスペース（各階）」の一部分とし、総合評価一般競争入札の過程において、入札書及び提案書の受付に先立って、入札参加者から付帯事業提案として受け付けるものとし、当該付帯事業提案に基づく個別対話等を経て、大学が当該提案者に採否を通知する。

なお、「交流スペース（アウトリーチエリア）」は、研究室間等の交流・ディスカッションの場として重要な空間であることから、当該空間の利用に資する範囲での提案を求める。また、3階から5階の「リフレッシュスペース（各階）」は、研究上のセキュリティを保持するため、当該フロア（階）の利用者のみが利用可能とする範囲での提案を求める。

#### (3) 付帯事業の実施内容等

##### 1) 実施内容

付帯事業で実施する内容は、「交流スペース（アウトリーチエリア）」におけるミニカフェ等の開設及び自動販売機等の設置と「リフレッシュスペース（各階）」における自動販売機等の設置を想定しているが、これらに限るものではなく、総合評価一般競争入札の過程において、入札書及び提案書の受付に先立って、入札参加者から付帯事業提案として受け付けるものとし、当該付帯事業提案に基づく個別対話等を経て、大学が当該提案者に採否を通知する。

##### 2) 利用対象者

利用対象者については、本施設の利用者を主体（メイン）とし、本施設の教育・研究活動の障害とならない範囲で、学外者を対象とすることも可能とし、詳細については、入札参加者の付帯事業提案によるものとする。



3) 営業時間

営業時間については、入札参加者から付帯事業提案によるものとする。

(4) 付帯事業の事業期間

付帯事業の事業期間は、本事業の事業期間と同じとする予定であるが、このことについて、実施方針に関する一般質問・一般意見、実施方針に関する個別質問・個別意見、実施方針に関する個別対話における積極的な意見等を期待している。

3 付帯事業の費用等

付帯事業の費用等の負担は、以下のとおりである。

項 目		負 担	
		大学 (※1)	事業者 (※2)
付 帯 事 業 の 施設整備業務	大学の示す施設整備業務の標準仕様（VE提案による変更設計を含む。なお、ここでのVE提案とは、付帯事業のために必要となる提案以外とし、付帯事業のために必要となる提案については付帯事業提案によるものとする。以下、本表において同じ。）に該当する（つまり、標準仕様のまま整備する）範囲※3	○	
	入札参加者の提案（付帯事業提案による変更設計を含む。なお、ここでの付帯事業提案とは、原則として、選定事業者が占有する部分に限るものとする。）により、大学の示す施設整備業務の標準仕様の範囲を超えて（あるいは替えて）付加される範囲		○
	大学の示す施設整備業務の標準仕様に回復（ただし、大学と選定事業者で協議が整えばこの限りではない。）		○
付 帯 事 業 の 維持管理業務	付帯事業を行うために大学から賃借する範囲の維持管理業務（維持管理業務に係る光熱水費を含む。）		○
	上記以外の維持管理業務（例えば、ミニカフェ等のホール（客席）部分の維持管理業務）	○	
付 帯 事 業 の 運 営 業 務	付帯事業を行うために大学から賃借する範囲（ミニカフェ等の厨房・食品庫・従事者控室等と自動販売機等の設置場所等（選定事業者が占有する部分））の施設使用料		○
	ミニカフェ等のホール（客席）部分の施設使用料（当該部分は、交流スペースとして多目的に使用することを想定しているため、賃借の範囲外とするが、大学と協議の上、当該付帯事業の実施を目的として使用することを認めるものとする。）		不要
	付帯事業の運營業務に係る費用		○

- ※1 負担の大学欄に「○」がある項目は、サービス購入費に含めるものとする。
- ※2 負担の事業者欄に「○」のある項目は、本事業のサービス購入費に含めず、選定事業者の直接の負担とする。
- ※3 標準仕様の一部を取止めて、付帯事業のために付加される範囲がある場合は、当該取止めた範囲に相当する施設整備業務に係る費用は、本事業のサービス購入費に含めない。
- ※ 上記の区分表によりがたい項目の取扱いについては、入札説明書等において提示する。

(添付資料4)

## 事業計画地案内図・位置図



吉田キャンパス配置図



薬学部構内建物配置図

## 施設概要

階	主要諸室
5 階	研究室、実験室
4 階	研究室、実験室
3 階	研究室、実験室、会議室
2 階	講義室、研究室
1 階	講義室、交流ホール（アウトリーチエリア）、事務室
地下1階	動物実験室
地下2階	動物実験室、設備室

## VE提案要領(案)

### 1 総則

本事業の医薬系総合研究棟において、入札参加者は、大学が求める機能・性能を低下させることなく、ライフサイクルコストを縮減し、建築物等の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るため、VE提案を行うことができる。VE提案要領は、本事業の入札参加者がVE提案を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

### 2 VE提案に関するスケジュール

VE提案に関するスケジュールは、入札説明書において提示する。

### 3 VE提案の範囲

VE提案の範囲は、医薬系総合研究棟のうち各実験室・研究室等においては、内外装仕上げ、電気・機械設備(熱源・空調等)、施工方法(仮設等)とし、その他(各実験室・研究室等以外)においては、平面・立面・断面・構造計画、内外装仕上げ、電気・機械設備(熱源・空調等)、施工方法(仮設等)及び工事材料など本施設の実施設設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 機能、性能、品質が低下するもの(特に研究・実験に係わるものに留意)
- (2) 建設工期(変更設計・計画通知の変更等に要する期間を含む)の延長を伴うもの
- (3) デザイン、平面計画、立面計画に大幅な変更を伴うもの
- (4) 周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの
- (5) 環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの
- (6) 防災性、安全性の低下をもたらすもの
- (7) 維持管理段階における困難さやコストの増大をもたらすもの
- (8) セキュリティ確保の性能が低下するもの
- (9) その他これらに類するもの

※1 (3)の大幅な変更を伴うものとは、各実験室・研究室等の設計意図を大きく、あるいは多数の項目において変えようとするもの等を想定している。

※2 VE提案のイメージについては、後段の「(参考資料)VE提案のイメージ」を参照のこと。

なお、上記に該当する場合でも、ライフサイクルコストを縮減し、施設の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、この限りではない。

### 4 VE提案に関する質問の受付

VE提案に関する質問の受付は、入札説明書において提示する。

なお、V E 提案に関する質問の受付及び質問回答の公表は、入札説明書等に関する質問（1回目）の受付及び質問回答（1回目）の公表として行うので、入札説明書を参照の上、質問を提出すること。なお、ここでのV E 提案に関する質問とは、V E 提案そのものに関する質問でなく、V E 提案の手續等に関する質問であり、当該質問回答の公表は、入札説明書等に関する質問回答（1回目）の公表と同様に扱う。

## 5 V E 提案の受付

V E 提案の受付は、入札説明書において提示する。

## 6 V E 提案に関する採否

(1) 入札参加者から提出されたV E 提案について、大学において各V E 提案の採否を行う。

この時点では、V E 提案の優劣の評価や採点等は行わないが、一体として評価することが妥当と思われるV E 提案については1つの提案とみなす。

(2) V E 提案に関する採否の結果は、その理由を付し、当該V E 提案を行った入札参加者に個別に回答する。なお、V E 提案を不採用とした理由への説明請求の受付、V E 提案を不採用とした理由への説明請求に対する回答を実施する予定である。

(3) V E 提案の採用が認められた入札参加者は、原則としてこれを反映した入札書及び提案書を提出する。なお、その後の検討により、V E 提案によりがたいことが判明した場合は、V E 提案辞退書を、大学が指定する様式及び期限に従って提出する。また、V E 提案が採用されなかった場合は、大学が示した実施設計図書により作成した入札書及び提案書を提出する。ただし、V E 提案の提出の有無及びV E 提案の採否については、入札参加者が備えるべき要件等としない。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったV E 提案や事前にV E 提案として提出すべきであった内容を、入札書及び提案書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。入札書及び提案書の提出時に、これらの追加提案等がなされた場合、大学はこれらの提案を一切評価しない。

(4) 入札書及び提案書の提出後、入札書及び提案書に反映されたV E 提案について、審査委員会において落札者決定基準に示す評価基準に従って評価する。

## 7 実施設計図書の変更設計

選定事業者は、V E 提案の採用が認められ、かつ入札書及び提案書に反映したV E 提案に基づき、事業契約締結後、実施設計図書を変更設計し、また実施設計図書の変更設計により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続を行う。変更設計した実施設計図書を大学に提出し、内容の確認を受けること。

## 8 費用の負担

V E 提案に基づく実施設計図書の変更設計、実施設計図書の変更設計により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続に要する費用は、入札金額に含めるものとする。

なお、V E 提案に要する費用は、入札参加者の負担とする。

## 9 責任の所在

実施設計図書に関する責任は大学及び原設計者が負担し、V E 提案内容、V E 提案により変更された変更設計内容及びその変更設計が影響を及ぼす部分についての責任は選定事業者が負担する。大学が当該V E 提案の採用を認めることをもって選定事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。

## 10 V E 提案が実施できない場合

入札書及び提案書に反映されたV E 提案が選定事業者の責めに帰すべき事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、当該V E 提案に係る部分について当初の実実施設計図書に基づいて工事を実施する。その際には、事前に大学に報告し、その確認を受けるものとし、この場合、当該V E 提案を実施した場合の金額又は当該V E 提案を実施しなかった場合の金額のいずれか低廉な額を本件工事費とするとともに、本施設の引渡日を変更することはできないものとする。また、入札書及び提案書に反映されたV E 提案が選定事業者の責めに帰すべき事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置を行うことがある。

また、入札書及び提案書に反映されたV E 提案が選定事業者の責めに帰すことのできない事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、大学及び選定事業者は建設工期及び工事内容等について協議する。この場合、本件工事費の増額及び本施設の引渡日を変更することはできないものとする。

## 11 V E 提案の内容の保護

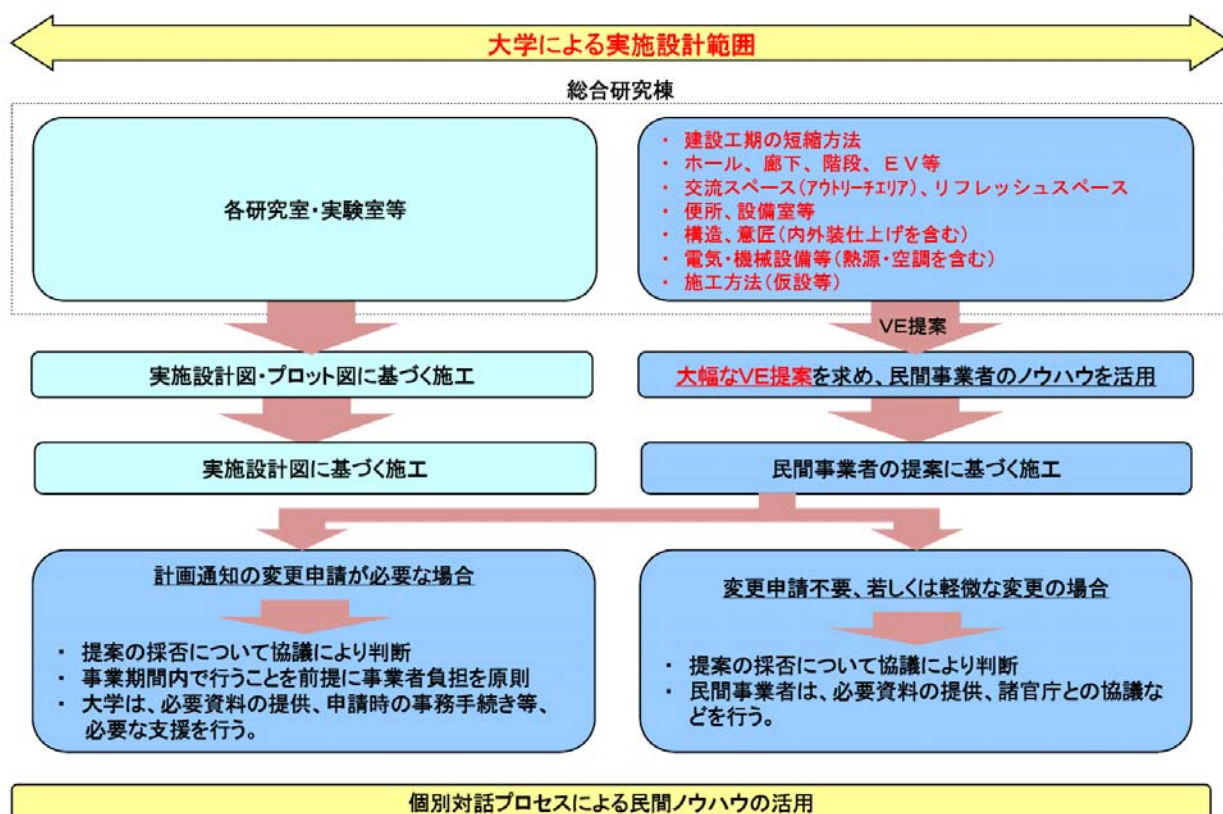
V E 提案の内容については、V E 提案採否結果に係わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護する。

- (1) V E 提案の採否の結果は、当該V E 提案を行った入札参加者に個別に回答し、回答は非公表とする。
- (2) V E 提案に係る採否の議事録等は非公表とする。
- (3) V E 提案に関する採否の結果に係わらず、そのV E 提案が一般的に使用されている状態であると大学が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、大学は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (4) 選定事業者の入札書及び提案書に反映されたV E 提案は、本事業に関し、大学が無償で使用できるものとする。

## 1 2 著作権

実施設計図書に関する著作権は、大学及び原設計者に帰属する。VE提案に基づき変更された実施設計図書の著作権は、著作権法（昭和15年法律第48号）の定めるところにより、大学、原設計者及び選定事業者に帰属する。なお、当該著作権の帰属に係わらず大学が必要と認めるときには、大学は本施設の管理・運用を目的として実施設計図書（VE提案に基づき変更設計された実施設計図書を含む。）の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

### VE提案のイメージ



実施方針に関する問い合わせ先

国立大学法人国立大学法人京都大学施設部施設企画課施設計画掛

住 所：京都府京都市左京区吉田本町

電 話：075-753-2248

メール：iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/procurement/construction/pfi/pfi\_iyaku.htm

※ なお、本実施方針の内容に関して、電話及びファックスによる直接の質問・意見は受け付けません。